

スチュワードシップ活動の状況（2017年7月～2018年6月）

(1) 「投資先企業の状況把握」の実施状況

投資先企業に係る公表された企業開示情報に加え、投資先企業が開催する決算や中期経営計画等に関する説明会やスモールミーティング、ESGミーティングへの参加を通じて、経営環境、経営状況や経営戦略に関する情報を収集、把握しました。

(2) 「投資先企業との対話」の実施状況

① 対話の概況

対話においては、企業価値や株主価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス体制、中期的な事業戦略、海外戦略、資本政策、株主還元方針など、幅広いテーマで議論を行いました。

対話候補先の選定にあたっては、アクティブ運用ファンドで投資する企業に加えて、パッシブ運用ファンドで投資する企業については、市場における時価総額等の基準で絞り込みを行うなど、活動効果に着目した選定を行いました。

② 年間の対話件数

	件数	前年件数
企業との個別対話	127	100
主に事業戦略や資本政策に関する対話	35	48
うち経営層との対話	34	45
主にコーポレートガバナンスに関する対話	92	52
うち経営層との対話	40	25
（経営層との対話計）	74	70

③ 対話の具体例

〔ガバナンス体制（取締役会の構成）〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
取締役員数が過大と考えられる素材企業に対して、取締役会規模の適切性について、より具体的な開示・説明が必要ではないかと問題提起し、意見交換を行いました。	当該企業の株主総会招集通知にて、取締役会の規模及び構成について、具体的な説明が拡充されました。また、取締役の員数も前年比減少しました。

〔不祥事〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
製品検査数値偽装等の不祥事が発生した企業等を対象に、不祥事の本質的な発生原因や再発防止に向けた施策、社内処分の状況等について確認したうえで、株主総会における取締役選任議案の内容等について意見交換を行ないました。	対話内容は、株主価値向上の観点から、議決権行使判断に反映しました。

〔政策保有株式の縮減〕

弊社からの問題提起	成果、今後の方針
政策保有株式の残高が大きい企業に対して、政策保有株式は資本の効率性向上やガバナンスの観点で望ましくないのではないかと問題提起を行い、意見交換を行ないました。	縮減に前向きな企業も見られたものの、慎重に進めていくとのスタンスの企業も多く、投資家サイドとの認識の隔たりが大きいことを確認しました。 引続き、企業と投資家との意識格差を埋めるべく対話を重ねていく方針です。

(3) 「議決権行使」に関する取り組み状況

① 議決権行使プロセスの高度化

- ・2018年1月に、外部有識者を主要構成メンバーとする第三者委員会としてスチュワードシップ活動諮問委員会を新たに設置しました。
- ・議決権行使ガイドラインの改定、議決権行使に際してのガイドラインの適用解釈、利益相反のおそれがある先に対する議決権行使内容の確認など、重要な議決権行使プロセスにおいて同諮問委員会への諮問を行うことで、議決権行使プロセス全体の透明性向上と利益相反管理態勢の一層強化を図りました。
- ・なお、諮問委員会への諮問状況は以下の通りです。

実施日	諮問事項
2018/1/19	議決権行使ガイドラインの改定
2018/3/1	・株主提案議案に対する議決権行使方針 ・個別議案に対するガイドライン適用解釈
2018/6/1	・不祥事発生企業の株主総会議案への議決権行使方針 ・個別議案に対するガイドライン適用解釈
2018/6/14	三井住友トラスト・ホールディングス株式の議決権行使

- ・また、従来は利益相反を回避する観点から棄権してきた三井住友トラスト・ホールディングス株式に係る議決権行使について、本年6月総会では、外部の議決権行使助言会社による行使推奨を基にスチュワードシップ活動諮問委員会の確認を経た上で、行使を行いました。

② 議決権行使ガイドライン改定

- ・2018年2月に議決権行使ガイドライン改定を実施しました。
- ・主な変更点は、社外役員の独立性に関する基準の一部見直し、買収防衛策を導入・更新する企業に求める取締役会の構成面での独立性要件の見直し等です。

③ 議決権行使結果の開示

議決権行使結果については、議案種別毎の集計結果に加えて、個別企業・議案毎の行使結果について、四半期毎に弊社ウェブサイトを開示しました。

④ 議決権行使結果（2017年7月～2018年6月）
年間の議決権行使結果は下表の通りです。

<会社提案議案>

		賛成	反対	棄権	白紙委任	議案数合計	反対等行使比率(※5)
会社機関に関する議案	取締役の選解任(※1)	13,131 (1,649)	3,254 (822)	0 (0)	0 (0)	16,385 (2,471)	19.9% (33.3%)
	監査役の選解任(※1)	1,487 (1,059)	180 (170)	0 (0)	0 (0)	1,667 (1,229)	10.8% (13.8%)
	会計監査人の選解任	34	0	0	0	34	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※2)	593	138	0	0	731	18.9%
	退任役員の退職慰労金の支給	123	55	0	0	178	30.9%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	1,389	78	0	0	1,467	5.3%
	組織再編関連(※3)	37	0	0	0	37	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	61	0	0	61	100.0%
	その他資本政策に関する議案(※4)	97	5	0	0	102	4.9%
定款に関する議案		463	17	0	0	480	3.5%
その他の議案		1	0	0	0	1	0.0%
合 計		17,355 (5,445)	3,788 (1,346)	0 (0)	0 (0)	21,143 (6,791)	17.9% (19.8%)

(※1) 子議案（候補者）単位で集計

(※2) 役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改訂、役員賞与等

(※3) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※4) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等

(※5) 反対等行使比率 = (反対 + 棄権) / 議案数合計

<株主提出議案>

		賛成	反対	棄権	白紙委任	議案数合計	反対等行使比率(※7)
合 計(※6)		13 (13)	138 (134)	0 (0)	0 (0)	151 (147)	91.4% (91.2%)

(※6) 子議案（候補者）単位で集計

(※7) 反対等行使比率 = (反対 + 棄権) / 議案数合計

表の（ ）内は、複数の候補者の選解任議案を一議案（親議案）として集計し、1名でも候補者に反対した場合は「反対」としてカウント
株主総会の直前に撤回や取り下げが行われた議案も議案数に含まれます

(4) スチュワードシップコードの実施状況に係る自己評価

企業の持続的な成長を支える基盤としてコーポレートガバナンスの確立が不可欠との認識のもと、弊社では企業との対話と議決権行使を密接に結びつけた活動を軸に、スチュワードシップ活動を進めております。

2018年1月には、議決権行使プロセスにおける利益相反管理の強化やエンゲージメント活動の高度化を企図して、主に外部有識者で構成する「スチュワードシップ活動諮問委員会」を設置し、一層の体制強化を図りました。

①企業との対話および議決権行使

企業との対話にあたっては、パッシブ運用ファンドにおける時価総額等の基準による候補先企業の選定*などにより、活動効果に着目した取り組みを実施しました。

*対話実施企業の平均時価総額（2017年7月～2018年6月）：約 0.98 兆円

・投資先企業との間でのコーポレートガバナンスに係る対話については、弊社が求めるコーポレートガバナンスの基準を示した「議決権行使ガイドライン」を明示した上で、ガバナンスを主要なテーマとする企業との積極的な対話を行うとともに、対話を踏まえた議決権の適切な行使を行っております。

また、不祥事を引き起こした企業との間では、不祥事の発生原因や再発防止に向けた対応策に関して、企業価値の維持、向上の観点から企業との間で対話を重ねると共に、対話を踏まえた議決権行使を行ないました。

・投資先企業との間での中長期的な事業戦略や資本戦略に係る対話については、経営層との対話機会を増やすなどの取り組みを進めているところですが、企業価値向上に向けた対話の実効性を高めるためには、一層のレベルアップが求められると認識しています。

・こうした課題認識のもと、今後は三井住友信託銀行の資産運用事業との統合（2018年10月予定）により、大幅に体制拡充される企業アナリストとの連携を強化することで、投資先企業との建設的な対話（エンゲージメント）をより深みのあるものとし、株主価値の向上を実現して参ります。

②利益相反管理

・議決権行使については、スチュワードシップ責任を果たす上で利益相反のおそれがある取引として類型化しており、弊社が属する三井住友トラスト・グループの三井住友信託銀行の法人営業部署との間で、情報の遮断や人事異動の制限を行うなどの措置を講じております。

弊社の親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式に係る議決権行使に際しては、特に厳格な利益相反管理を行なうため、外部の議決権行使助言会社による行使推奨（弊社の「議決権行使ガイドライン」を適用）を基に、外部有識者で構成するスチュワードシップ活動諮問委員会による確認プロセスを導入しました。

・議決権行使ガイドラインの内容や議決権行使における判断については、社内のコンプライアンス部署によるモニタリングに加えて、新たに設置したスチュワードシップ活動諮問委員会において、外部有識者の視点からの議決権行使結果を含むスチュワードシップ活動に係る取組状況に関し意見や提言を受けるプロセスを導入し、利益相反管理態勢を一層強化しております。

・また、「議決権行使ガイドライン」として具体的な行使判断基準をウェブサイトで公開することで、弊社が求めるコーポレートガバナンス像を予め明示するとともに、議決権行使結果を個別議案別に四半期毎に開示し、議決権行使判断プロセスの透明性向上を図っております。

・引き続き、利益相反管理方針に基づき、利益相反の弊害を防止するとともに、有効な利益相反管理の方法について、適宜見直しを図ってまいります。

以上